

FACT

FUKUOKA ART
COMMUNICATION TERMINAL

福岡県障がい者文化芸術活動支援センター

〒815-0041

福岡市南区野間1-13-1 グレイスビル602 (NPO法人まる内)

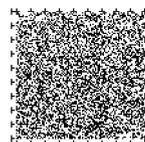
TEL/FAX 092-516-0677

fact@maruworks.org <http://fact.or.jp>

表紙に掲載しているコードは、視覚障がいがある人のための音声コード「Uni-Voice」です。専用機器やスマホアプリで読み取ると、情報を音声で聞くことができます。

福岡県障がい者文化芸術活動支援センター

FACT



FUKUOKA ART COMMUNICATION TERMINAL

FACT(福岡県障がい者文化芸術活動支援センター)では、障がいのある方々の文化芸術活動の輪が県内各地で広がり、誰もが自由に表現を楽しみ自分らしく過ごせるよう、障がいのある方やそのご家族、福祉・文化施設の方などを対象に、さまざまな「場」づくりを行っています。

FACTの活動

相談の場

障がいのある方、障がいのある方の活動を支援する、または支援しようとする方などに、さまざまな表現活動に関するアドバイスや相談、情報提供を行っています。まずはお気軽にご連絡ください。

知る・学ぶ場

表現活動が地域で広がっていくために、支援方法、著作権をはじめとした権利保護や作者との関わり方などの研修や相談会を行い、学び合う場をつくっています。

出会う場

県内の文化芸術活動にかかわる情報を収集し、ホームページやSNSなどで情報を発信しています。障がいのある方の活動を知り、障がいのある人の作品や表現に出会える場を広く伝えていきます。

<http://fact.or.jp>

つながる場

支援者同士が連携・協力できるように、関係機関や関係者、専門家や表現活動に関わる各分野が情報共有、意見交換できる場を設け、日頃から気軽に相談し合えるつながりを作っています。

表現の場

表現の多様性と魅力を伝えていくために、地域住民との交流に配慮しながら、地域の障がいのある人が参加する展示、公演、体験などの機会をつくっています。



こんな時に
ご相談ください！

障がいがあっても通えるダンス教室、
絵画教室が知りたいな。

うちの福祉施設でも創作活動を
始めたいけど・・・。

もっと美術館などに通いたいけど
不安が多い。

利用者さんの創作作品で商品を
作りたいけど、どうすればいいの？

発表をする機会はどこにあるの？

障がいのある人と絵画・ダンスなどを
通じて繋がってみたいな。

創作した作品の著作権について知りたい。

障がいのある人の作品をチラシや商品
のパッケージに使ってみたい。

／ ご相談はこちらまで、相談は無料です。 ／

FACT
相談窓口

お電話 092-516-0677
時間 9:00～18:00
メール fact@maruworks.org
※日月、祝日休み